

# 生産性向上特別措置法【生産性革命法】及び産業競争力強化法等の一部を改正する法律の概要

## 1. 背景

- IoT、ビッグデータ、AI等の新たな情報技術の社会実装が世界規模で加速している。これを進めつつ、産業の新陳代謝を活性化し、更なる生産性向上を図っていくことが、我が国産業の競争力強化の鍵となる。
- これらを実現するためには、新たな情報技術を活用したビジネスを実施するための規制面での対応、企業間のデータの共有・連携のための環境整備、ベンチャー投資や事業再編の促進、中小企業の実業性向上の後押しが必要となる。

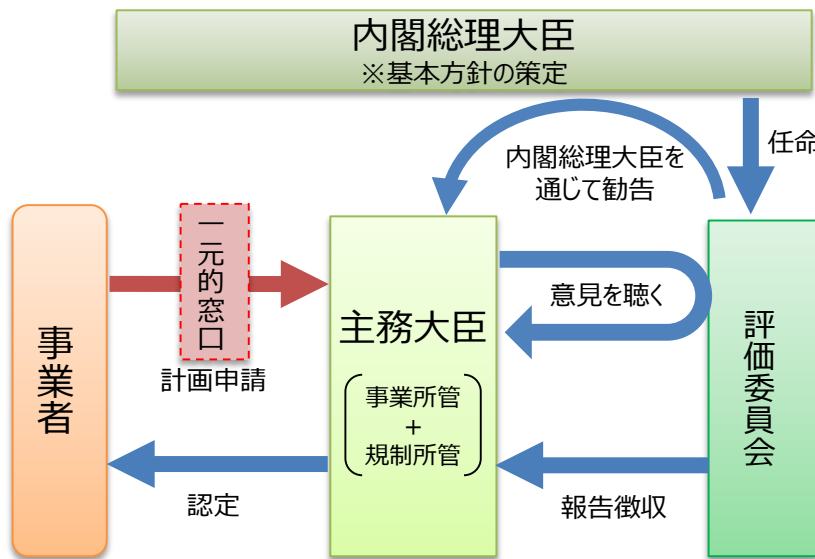
## 2. 生産性向上特別措置法における主な措置事項

### 制定の趣旨

- 近年の情報技術分野における急速な技術革新の進展による産業構造及び国際的な競争条件の変化等に対応し、我が国産業の実業性の向上を短期間に実現するためには、革新的な技術やビジネスモデルを用いた事業活動による生産性向上に関する施策等を、集中的かつ一体的に講ずることが必要。
- このため、新しい経済政策パッケージ・生産性革命の「集中投資期間（3年間）」に合わせ、革新的事業活動実行計画（施策の基本方針、目標、内容、期間等を取りまとめ）を策定・実施するとともに、中小企業者の生産性の向上を図る。

### プロジェクト型「規制のサンドボックス」

- 革新的な技術やビジネスモデルの実証計画について、主務大臣が革新的事業活動評価委員会に意見を聴いた上で認定。
- 参加者や期間を限定すること等により、既存の規制にとらわれることなく実証が行える環境を整備。  
※必要に応じて、規制の特例措置を講ずる。



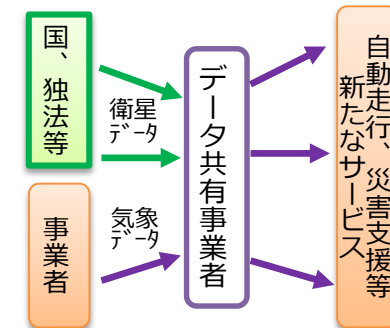
#### <主務大臣>

- 基本方針適合性、法令適合性等を確認
- 評価委員会の意見を踏まえ、実証計画を認定
- 実証後、規制の見直しを検討

### データの共有・連携のためのIoT投資の減税等

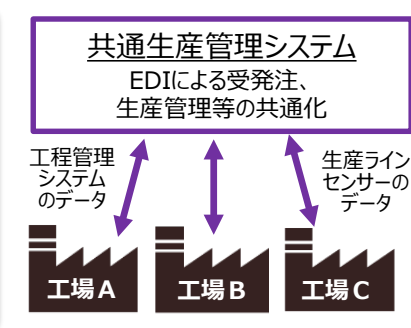
- データを収集・共有・連携する事業者の取組について、IoT投資に対する減税措置等を講ずる。  
※ IoT設備投資（センサー・ロボット等）を行った場合 特別償却30%又は税額控除3%（賃上げを伴う場合は5%）を措置。

#### 【例1】データ共有（地図）



協調領域のデータの集約・共有  
→革新的事業の創出、社会課題の解決

#### 【例2】データ連携（生産管理）



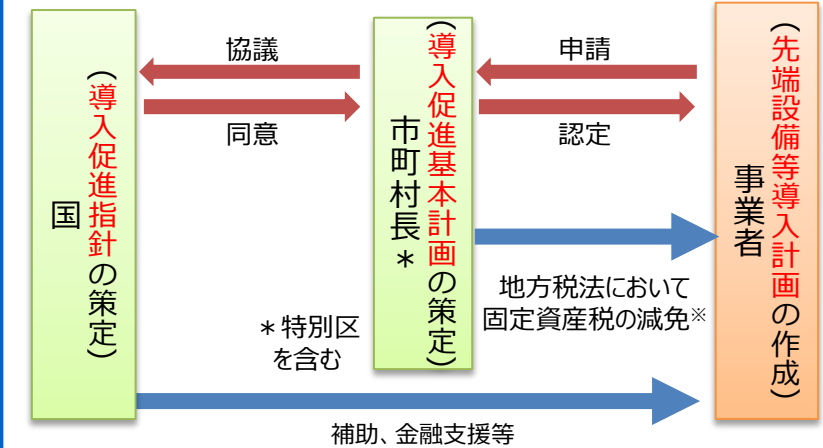
共通生産管理システムの構築により、  
企業横断的な「総合管理」が実現  
→生産性の向上、競争力強化

- 協調領域のデータを収集・共有する事業者（データ共有事業者）であり、一定レベルのセキュリティ対策が確認できた事業者については、国や独法等に対しデータ提供を要請できる手続を創設する。

※具体的に活用される分野は、コネクテッドインダストリーズの重点5分野である「自動走行・モビリティサービス」、「ものづくり・ロボティクス」、「バイオ・素材」、「プラント・インフラ保安」、「スマートライフ」等を想定。

### 中小企業の実業性向上のための設備投資の促進

- 中小企業の実業性向上のため、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援。（地方税法において固定資産税の減免等）



- ※ 1 固定資産税の課税標準を、3年間ゼロ～1/2（市町村の条例で定める割合）に軽減（基準財政収入額の減少額については、市町村の条例で定める割合を用いて算定）

<対象：以下を満たす設備投資>

- ① 市町村の導入促進基本計画に基づき計画認定を受ける
- ② 導入により、労働生産性が年平均3%以上向上
- ③ 企業の収益向上に直接つながる 等

※ 2 併せて、「ものづくり・商業・サービス補助金」等の予算措置を拡充・重点支援することで、国・市町村が一体となって、中小企業の実業性の向上を強力に後押し。

### 3. 産業競争力強化法等の一部を改正する法律における主な措置事項

#### 改正の趣旨

○産業の新陳代謝を活性化し、我が国産業の持続的な発展を図るため、業種を超えた事業再編や事業ポートフォリオの組み換えによる経営資源集中に係る支援、競争力の源泉たる情報の適切な管理の促進、研究開発成果の事業化や新事業の創出によるイノベーションの促進、情報技術の発達に対応した経営手法の導入支援、円滑な事業承継及び企業再生に係る支援、中小企業倒産防止共済制度の拡充による連鎖倒産の防止のための措置等を講ずる。

#### 株式会社産業革新機構の組織・運営の見直し

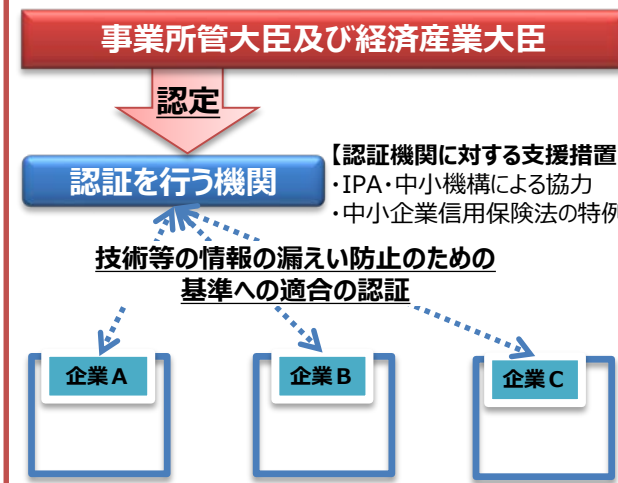
- 長期・大規模の成長投資を中心に、引き続きリスクマネー供給を行えるよう措置。
- ・投資機能の強化
  - 「産業革新投資機構」に名称変更
  - 明確なミッション設定  
政府が「投資基準」を策定。第四次産業革命の社会実装等ミッション明確化。
  - 投資に適したガバナンスの実現  
投資機関の役割の明確化や事後評価の徹底等により、適切な規律と現場での迅速・柔軟な意思決定を両立。
- ・期限の見直し（平成45年度まで）  
（既存投資案件は期限を延長せず分けて管理）
- ・政府が株式の1/2以上を保有し、出資を主たる業務とする会社の株式を機構が保有できる規定等を設ける。

#### 会社法の特例措置等

- 株式を対価とするM & Aを利用しやすくするため、対価となる株式を取得する株主に対する課税繰延や、有利発行規制の適用除外等の会社法の特例措置を講ずる。
- 議決権2/3以上の株式を保有する者が他の株主に対して株式売渡請求を行うことができる特例措置を講じる（通常は9/10以上）。
- 特定の事業を資本関係の無い別会社へと切り出す「スピノフ」を円滑化するために、株主総会決議を省略可能とする会社法の特例措置や、税制上の要件緩和措置を講じる。

#### 技術等の情報の管理措置に係る認証

- 事業者の技術等の情報の管理措置（漏えい防止の措置）に係る認証を行う機関の認定制度を創設し、情報の適切な管理を促進。



#### その他の措置

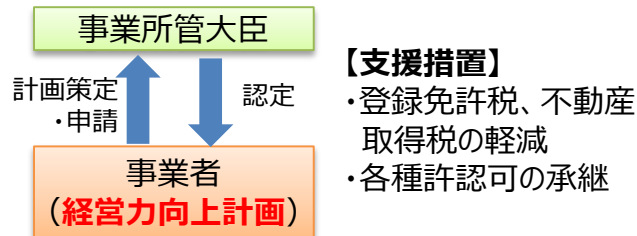
- 【事業再生ADRの改善】  
事業再生の円滑化を図るため、事業再生ADRから法的整理に移行した場合でも、事業の継続に不可欠な商取引債権が保護される予見可能性を高める規定を創設する。
- 【大学ファンドの支援対象拡大】  
イノベーション促進のため、大学ファンドによる支援対象を、自大学と連携するベンチャーに限らず、他大学や企業と連携等する大学発ベンチャーに拡大。
- 【新事業特例・グリーン解消制度の拡充】  
利便性向上のため、事業所管大臣による情報提供等や、規制所管大臣による法令解釈時の理由開示・公表を規定する。

#### 中小企業・小規模事業者関連措置

##### 事業承継や創業の促進による新陳代謝の加速化

###### (1) 再編による事業承継加速化

- 再編統合による事業承継を後押しするため、「経営力向上計画」の対象に、M & A等による再編統合を新たに追加。  
【中小企業等経営強化法改正】



###### (2) 親族外承継時の資金ニーズへの対応

- 親族外承継の増加に対応するため、代表者に就任した者に加え、代表者に未就任の後継予定の者も金融支援の対象に追加。  
【中小企業経営承継円滑化法改正】

###### (3) 創業の普及啓発による次世代の担い手確保

- 創業関心者が少ないという課題の解消のため、市町村が策定する「創業支援事業計画」の対象に、創業の普及啓発の取組を追加。  
【産業競争力強化法改正】

○上記の改正と合わせて必要な措置を講ずるため、【独立行政法人中小企業基盤整備機構法】の一部改正を実施。

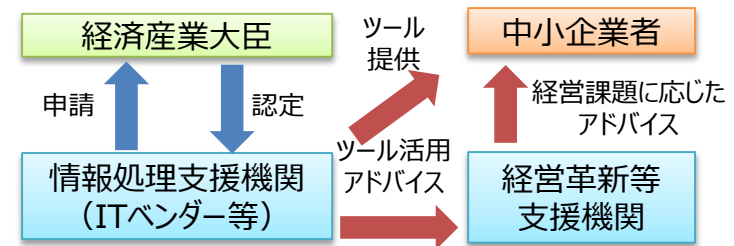
##### 時代に対応した経営支援体制の基盤強化

###### (1) 経営基盤強化のための支援能力確保

- 中小企業のための、経営支援能力の維持・確保の観点から、経営革新等支援機関の認定制度に更新制等を導入。  
【中小企業等経営強化法改正】

###### (2) IT導入の加速化のための支援体制整備

- 中小企業のIT導入を促進するため、ITベンダー等を情報処理支援機関として認定し、ITツールやITベンダーを見える化。  
【中小企業等経営強化法改正】



###### (3) IT化に対応したセーフティネットの整備

- 中小企業のIT活用の高まりを見据え、連鎖倒産防止のための共済金貸付事由に、電子記録債権に係る取引停止を追加。  
【中小企業倒産防止共済法改正】